

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたところ、申立人母（原発事故当時妊娠中であり避難先で第二子を出産。）及び未成年の子ども1名が東京都内に避難し、申立人父が郡山市内に継続して生活した申立人らについて、平成25年3月に自宅に帰還するまでの避難費用（避難交通費、引越関連費用、一時帰宅費用）、生活費増加費用（家財道具購入費、二重生活費増加分）等のほか、子ども2名に対する避難雑費（子ども1名につき月額2万円）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間（「年月日」を含む。以下、同様とする。）に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 損害項目及び期間

##### 1 平成23年分

- (1) 生活費増加費用及び移動費用  
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）
- (2) 精神的損害  
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）
- (3) ガイガーカウンター購入費用  
（平成23年8月16日）

##### 2 平成24年以降分

- (1) 避難費用（交通費）  
（平成25年3月26日）
- (2) 避難費用（引越関連費用）  
（平成25年3月26日）
- (3) 生活費増加費用（家財道具購入費用）  
（平成24年1月1日～平成24年4月末）
- (4) 生活費増加費用（二重生活増加費用）  
（平成24年1月1日～平成25年3月26日）
- (5) 生活費増加費用（面会交通費）  
（平成24年1月1日～平成25年3月26日）
- (6) 一時帰宅費用  
（平成24年1月1日～平成25年3月26日）
- (7) 避難雑費  
（平成24年1月1日～平成25年3月26日）

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金349万9050円の支払義務があることを認める。

（内訳）

##### 1 平成23年分

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 生活費増加費用及び移動費用 | 金124万円   |
| (2) 精神的損害         | 金64万円    |
| (3) ガイガーカウンター購入費用 | 金6万3800円 |

2 平成24年以降分	
(1) 避難費用 (交通費)	金8350円
(2) 避難費用 (引越関連費用)	金1万3000円
(3) 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	金20万円
(4) 生活費増加費用 (二重生活増加費用)	金45万円
(5) 生活費増加費用 (面会交通費)	金8万3500円
(6) 一時帰宅費用	金20万0400円
(7) 避難雑費	金60万円

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金188万円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年6月20日

(仲介委員 森 哲也)